



陸軍三等軍醫 從六位勲 等山口甲子次郎

特旨ヲ以テ位一級被進
從六位勲 六等山口甲子次郎

敘正六位

右謹テ奏ス

明治三十一年三月二十二日

内

閣

内閣總理大臣侯爵伊藤博文

四

内閣書記官陸第六七號

三月廿二日 勅可三月廿二日 達流

明治卅一年三月廿二日

内閣書記官

内閣總理大臣 林

内閣書記官長

林

陸軍三等軍醫正從六位勲二等山口甲子次郎
ハ高等官在籍満十二年以上シテ勤勞が不少
多處目下病氣危篤ニ趣キ付叙及進階内
則第五條依時旨ヲ以テ叙及進階ノラレ
然ル

内閣

陸軍少輔正從位勳等 山口甲子次郎

右多年軍務ニ從事シ勤勞成績不尠者
ニ有之候處目下病氣危篤殆ニト快復
ノ目途無之ニ付特旨ヲ以テ位一階進
メラレ正六位ニ叙セラレ度
謹テ奏ス

明治三十年三月廿一日

陸軍大臣子爵桂 太郎



陸軍省

陸 六 七

位 第 三 〇 號

陸軍三等軍醫正 山口甲子次郎

右特旨進位ノ件ヲ進達ス

明治三十一年三月廿一日

陸軍大臣子爵桂 太郎



内閣總理大臣侯爵伊藤博文殿

陸 軍 省